

# 変更届出書添付書類一覧表（地域密着型サービス）

R5.6.1修正

変更届出書は、変更日から10日以内に提出してください。期限を過ぎた場合は、遅延理由書（任意様式）も同時に提出してください。

また、提出書類の原本証明（「原本と相違ありません」の文言）は、令和3年度より省略してかまわないことになっております。

変更があった事項		提出書類										
		事前相談 (30日前)	変更 届出書	付表	登記事項 証明書	勤務形態 一覧表 (シフト記号表含)	資格者証 研修修了証 ※2	経歴書	平面図 写真	運営規程 ※3	連携等に 関する 契約書	介護保険法第 78条等に 関する 誓約書
		第2号様式	1～9	写し	参考様式1	写し	参考様式2	参考様式3	-	写し	参考様式6	
(1)	事業所(施設)の名称	必要	○	○						○		
(2)	事業所(施設)の所在地	必要	○	○					○	○		
(3)	申請者の名称	必要	○		○					○	○	○
(4)	主たる事務所の所在地	必要	○		○							
(5)	代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所	必要	○		○		○	○				○
(6)	登記事項等に関するもの	必要	○		○							
(7)	事業所(施設)の建物の構造、専用区画等	必要	○	○					○			
(8)	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日及び住所		○	○		○	○	○ (小多機、看多機、 GH、認知デイのみ)				○
(9)	① 条項の修正、新設、削除		○	○						○		
	② 職員の職種・員数・職務内容		○	○		○				○		
	③ 登録・利用定員	必要	○	○		○			○	○		
(10)	協力医療機関(医科・歯科)		○	○						○	○	
(11)	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携(訪問看護ステーション含む)・支援体制		○	○						○	○	
(12)	その他 ・職員の入退職、職種の変更届出書等 ※1 ・(1)～(11)に該当しないもの		○	○		○	○					

※1 変更届出書の提出を要するのは、資格要件のある職種の従業員が変更する場合は、提出が必要かどうか分からない場合は、お問い合わせください。

※2 これまでの変更届出書の提出などで、すでに提出している資格者証、研修修了証等の提出は不要です。

※3 変更前の運営規程の提出は不要、重要事項説明書の提出は任意となります。

重要事項説明書は、運営規程の記載内容と整合性をとることとなっておりますので、運営規程を変更した場合は、重要事項説明書の変更も必要です。

そのため、重要事項説明書を提出していただいた場合は、地域密着型サービス担当にて内容を確認いたしますので、変更忘れを防げます。